

延岡市木造住宅耐震診断促進事業補助金交付要綱

平成 17 年 8 月 1 日

改正 平成 23 年 7 月 1 日

改正 平成 24 年 4 月 2 日

改正 平成 26 年 4 月 1 日

改正 平成 29 年 4 月 1 日

改正 令和 4 年 4 月 1 日

改正 令和 4 年 5 月 17 日

改正 令和 8 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、大地震における木造住宅の被害を軽減するため、木造住宅の耐震診断を行う者に対して補助金（以下「耐震診断補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、延岡市補助金等の交付に関する規則（昭和 50 年規則第 2 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 旧耐震基準木造住宅 昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された木造住宅で、現に完成しているものをいう。ただし、国、県その他の公的機関が所有するものを除く。
- (2) 耐震診断士 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の 3 の規定により宮崎県知事（以下「知事」という。）が登録した建築士事務所に所属する建築士で、知事が行う木造住宅耐震診断士養成講習会を受講し、知事が登録した者をいう。
- (3) 耐震診断 知事が定めた宮崎県木造住宅耐震診断マニュアルに基づき、宮崎県木造住宅耐震診断士が行う旧耐震基準木造住宅の耐震性能に関する診断をいう。

(補助対象者)

第 3 条 耐震診断に係る補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次のすべての要件を満たす木造住宅（以下「補助対象木造住宅」という。）を所有し、かつ補助対象者と生計を同一にする世帯全員に市税の滞納がなく、また、延岡市暴力団排除条例第 2 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に該当しないこととする。

- (1) 旧耐震基準木造住宅であること。
- (2) 住宅を主たる用途とするものであること（店舗等の用途を兼ねる木造住宅（店舗等の用途に供する部分の床面積が延べ面積の 2 分の 1 未満であるものに限る。）を含む。）。
- (3) 階数が 2 以下であること。
- (4) 在来軸組構法、枠組壁工法又は伝統的構法による木造住宅であること。
- (5) 国土交通大臣の特別な認定を受けた工法による木造住宅でないこと。

(補助対象経費)

第4条 耐震診断補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象木造住宅の耐震診断に要した費用（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）とする。

（補助の要件）

第5条 耐震診断を実施するに当たり、補助の要件は下記のとおりとする。

- (1) 耐震診断士が耐震診断を行うこと。
- (2) 耐震診断に未着手であること。
- (3) 宮崎県木造住宅耐震診断マニュアルにより、一般診断法を対象とする。

（補助金の額）

第6条 耐震診断補助金の額は、耐震診断を受けた木造住宅1棟につき、補助対象経費から6,000円を除いた額又は、13万円のいずれか少ない額とする。

（補助金の交付申請）

第7条 延岡市補助金等の交付に関する規則（以下「規則」とう。）第3条第1項に規定する補助金等交付申請書（様式第1号）に添付すべき書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 補助対象木造住宅の位置図及び外観写真（様式第2号）
- (2) 補助対象木造住宅の建設時期のわかる公的機関が発行した書類の写し
- (3) 第3条後段に該当しないことを証明する誓約書（様式第3号）
- (4) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

（実績報告）

第8条 補助対象者は、補助事業が完了したときは、補助事業実績報告書（様式第11号）に次に掲げる書類を添えて、補助事業完了の日から起算して30日を経過した日又は当該事業年度末日のいずれか早い期日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 耐震診断計算書、各階平面図
- (2) 写真（診断作業風景、筋交い等の状況全箇所、その他評価した箇所）
- (3) 事業実施報告書並びに収支決算書（様式第12号）
- (4) 耐震診断に係る契約書及び委託費用の領収書の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第9条 市長は、前条の報告書を受けた場合は、その内容を審査し、適正と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金等額確定通知書（様式第14号）により、その旨を補助事業者へに通知するものとする。

（補助金の請求）

第10条 規則第15条第1項に規定する補助金等請求書（様式第7号）に添付すべき書類は、次に掲げるものとする。

- (1) その他市長が必要と認める書類

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、耐震診断補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年8月1日から施行する。

この要綱は、平成23年7月1日から施行し、平成23年度の予算に係る補助金から適用する。

この要綱は、平成24年4月2日から施行し、平成24年度の予算に係る補助金から適用する。

この要綱は、平成26年4月1日から施行し、平成26年度の予算に係る補助金から適用する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行し、平成29年度の予算に係る補助金から適用する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行し、令和4年度の予算に係る補助金から適用する。

この要綱は、令和4年5月17日から施行し、令和4年度の予算に係る補助金から適用する。

この要綱は、令和8年4月1日から施行し、令和8年度の予算に係る補助金から適用する。